

◆ 税務スケジュール(3月)

3月10日(水)

・2月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

3月31日(水)

・個人事業者の消費税の確定申告・納税※
 ・1月決算法人 法人税・消費税の確定申告・納税
 ・7月決算法人 法人税・消費税の予定申告・納税
 ・4月・7月・10月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

※4月15日(木)に期限延長

○個人の方

3月15日(月)

・前年分 所得税の確定申告・納税※
 ・個人の都道府県民税・市町村民税の申告
 〈4月15日(木)まで延長(大阪市・神戸市・京都市など)
 申告期限は地域によって異なりますので、それぞれの自治体へご確認ください〉
 ・国外財産調書・財産債務調書の提出※
 ・前年贈与税の申告・納税※

【所得税・個人消費税の振替納税】

所得税: 4月19日(月) → 5月31日(月)に延長

消費税: 4月23日(金) → 5月24日(月)に延長

喜多



◆ iPhone や iPad をスキャナ代わりに! 「書類をスキャン」機能の使い方

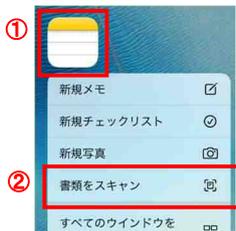
紙資料をデータとして保存する際、スキャナを持っていないのでいつも iPhone や iPad のカメラで写真を撮っている方へ。

試しに、先月のトクちゃん新聞を『書類をスキャン』機能を使って読み込んでみました。

iOS標準機能の『書類をスキャン』を使えば、普通にカメラで撮るよりも格段に綺麗にデータを取り込むことができます!

<使い方>

※最新のiOSバージョンをお使いください



- ① 『メモ』アプリを長押しする
- ② 「書類をスキャン」を選択する
- ③ カメラが起動するので、取り込みたい書類をカメラに映す
- ④ 書類を認識すると、自動でシャッターが切れます。
 (※画面いっぱい映さず、ちょっと離すのがコツ)
 データに問題が無ければ「保存」を選択



(左) 通常のカメラを使用



(右) 『書類をスキャン』を使用

その差は、一目瞭然ですね! 自動でトリミングまでしてくれます。また、取り込んだデータは PDFファイル で保存することができます。是非お試しください!

大熊



◆ 法人設立のための手続きが簡単に

信貴



法人を設立するためには、法務局へ行って登記して、税務署へ行って書類を出して...等々といろんなところへ出向かなければなりません。

しかし令和3年2月下旬から「法人設立ワンストップサービス」により、オンラインで全ての手続きを一度で完了させることができるようになりました。

「法人設立ワンストップサービス」はマイナポータルというオンラインサービスで利用でき、「かんたん問診」に答えることで必要な手続きを教えてくださいます。その書類作成もオンライン上でい、申請後は申請状況の確認もすることができます。ただし利用するには法人代表者のマイナンバーカードやマイナンバーカード対応のPCやスマートフォン、ICカードリーダーが必要になります。サービス紹介動画こちら(<https://www.youtube.com/watch?v=JgyLhKrtSJs>) 24時間365日いつでも利用でき、移動時間や待ち時間も無くなります。マイナンバー制度は法人設立にも役立つんですね!



◆ スタッフより

大熊



プロダクトグループの大熊です。

最近、携帯電話の契約を見直してみる機会がありました。『2年縛りの契約 各キャリア廃止の方向へ』というニュースは見ていたのですが、私の契約していたキャリアでは自動的に2年縛りが無くなるというわけではなく、2年縛りの無い契約への変更手続きを自分で行う必要があるようで、今回、そのことに初めて気が付きました。。

自分の結んでいる契約内容について、特に継続的なお金の支払が発生するものについては定期的に確認しておく機会を設けるようにしよう、と思いました。

皆さまも、現在ご自身が契約されている携帯電話やインターネット等契約内容を見直す機会を一度作ってみてはいかがでしょうか?



◆ クイズ

岩佐



相続税における法定相続人からのクイズです。法定相続人は家族構成に応じて自動的に決まります。法定相続人が相続開始前に死亡などにより、相続権を失っていた場合、「代襲相続」によりもとの相続権が、別の親族に移転します。

例) 被相続人(Aさん)の法定相続人は、配偶者(Bさん)と子(Cさん)ですが、子(Cさん)は既に死亡しています。



この場合、代襲相続人になるのは、Dさん? E&Fさん?

(答え) 孫(E&Fさん)